

生活衛生関係営業の事業を営む皆様へ

生活衛生関係営業の安定と繁栄のために

生活衛生関係営業とは

生活衛生関係営業とは、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」(生衛法)に規定される営業です。

- (1) 生衛法は、衛生施設の改善向上と経営の健全化等を通じて、衛生水準の維持向上を図り、国民生活の安定に寄与することを目的としています。
- (2) 生活衛生関係営業は、国民の日常生活に大変深いかわりのあるサービスや商品を提供して、安全・安心で豊かな生活に重要な役割を担っています。
- (3) お店の経営の安定化を図り、清潔で衛生的なお店づくりを目指すことは、お客様に安心感を与えることとなります。
- (4) 営業施設の衛生基準を守り、経営の健全化と業界の振興を推進するために、生衛法に基づき、生活衛生同業組合が業種ごとに組織されています。

宮城県内には次の12業種の組合があります



理容店



美容店



興行場
(映画館・劇場・寄席)



クリーニング店



ホテル・旅館



めん類店
(そば・うどん店)



食肉販売業



すし店



喫茶店



中華料理店



社交業
(スナック・バーなど)



料理店
(料亭など)

生活衛生関係営業の健全な発展のため、生活衛生同業組合へ加入しましょう。

生活衛生同業組合の組合員になると、次のようなメリットがあります。

組合加入のメリット

- 1 一般貸付よりも有利な条件の融資制度が利用できます**
店舗の新築・増改築や運転資金が必要なときは、**利率や融資限度額で有利な日本政策金融公庫の「振興事業貸付」**が利用できるほか、**担保や保証人がいない「生活衛生関係営業改善貸付」**も利用できます。
- 2 経営の相談・指導などを無料で受けることができます**
経営、融資、税務、労務などに関する専門家の相談が無料で受けられます。
- 3 経営講習会や技術研修会等に参加できます**
各種講習会や研修会で、**経営や技術のレベルアップ**につながります。
- 4 各種保険・共済制度に加入できます**
保険料の安い**団体保険制度**への加入がお得です。
- 5 組合員・従業員のための福利厚生事業に参加できます**
- 6 各種情報の提供が受けられます**
業界や消費者の動向などのほか、法令改正や規則改正など、**営業者が守らなければならない行政からの情報**も組合を通じて届きます。

11月は
「組合活動推進月間」です



宮城県生活衛生営業指導センターは、生活衛生同業組合を応援しています。

■ (公財)宮城県生活衛生営業指導センターとは？

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づき知事が指定した公益財団法人です。生活衛生関係営業の経営の健全化を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者または消費者の利益を守る活動をしています。

■ (公財)宮城県生活衛生営業指導センターの主な仕事

経営相談 をしています

相談は無料です。電話、文書または来所のいずれにも応じますが、来所される場合は、事前の連絡をお願いします。相談内容は秘密厳守します。
経営・税務・融資・衛生等についての相談に応じます。
相談受付：毎週月曜日～金曜日 午前9時～午後4時(祝日を除く)

融資のお世話 をしています

設備改善資金として必要となる日本政策金融公庫の生活衛生貸付融資に関する相談や推薦事務などを行っています。

講習会・研修会 などを開催しています

経営改善などの講習会や研修会を開催しています。
クリーニング師研修会・クリーニング業務従事者講習会を開催しています。

安心と信頼の 「Sマーク」登録 をすすめています。

「Sマーク」とは、厚生労働大臣が認可した標準営業約款制度の登録証票です。理容業・美容業・クリーニング業・めん類飲食店及び一般飲食店において、消費者(利用者)がお店を選ぶときの「安全・安心」の目安となるものです。

情報を提供 しています

国や県、そして業界等の情報や消費者ニーズの動向などをお知らせするために、広報誌「みやぎの生衛だより」の発行や、情報収集・提供のための印刷物の作成、配布やホームページでの提供を行っています。

消費者への啓発や苦情相談にも応じています

宮城県内各生活衛生同業組合のお問い合わせ先

生活衛生関係営業の健全な発展のため、生活衛生同業組合へ加入しましょう。同業者の方々と力を合わせ、「商売繁盛」と業界の発展を図って見ませんか。

名 称	所 在 地	電話番号
宮城県寿司商生活衛生同業組合	仙台市青葉区一番町1-8-17 宮城県たばこ販売協同組合2F	022-265-3814
宮城県麺類飲食業生活衛生同業組合	仙台市若林区河原町1-5-11 川村ハイツ308	022-265-6526
宮城県中華飲食生活衛生同業組合	多賀城市鶴ヶ谷1-4-1	022-355-5127
宮城県社交飲食業生活衛生同業組合	仙台市青葉区国分町1-8-14 仙台協立第2ビル7F	022-265-8121
宮城県料理業生活衛生同業組合	仙台市青葉区一番町3-9-5 割烹蒲焼 大観楼内	022-221-7575
宮城県喫茶飲食生活衛生同業組合	登米市迫町佐沼中江3-7-8 Withビル2F	0220-23-7805
宮城県食肉生活衛生同業組合	多賀城市鶴ヶ谷1-4-1	022-355-6646
宮城県理容生活衛生同業組合	仙台市泉区八乙女3-9-1	022-374-4333
宮城県美容業生活衛生同業組合	仙台市青葉区一番町2-5-22 GC青葉通りプラザ5F	022-223-2821
生活衛生同業組合宮城県映画協会	仙台市青葉区一番町2-5-5 一番町中央ビル3F	022-263-0716
宮城県ホテル旅館生活衛生同業組合	仙台市若林区新寺2-1-1-901	022-298-8933
宮城県クリーニング生活衛生同業組合	多賀城市鶴ヶ谷1-4-1	022-361-0163

公益財団法人 宮城県生活衛生営業指導センター

〒980-0011 仙台市青葉区上杉五丁目1-12 後藤コーポ107号

TEL: 022-343-8763

FAX: 022-343-8764

ホームページ <http://www.seiei.or.jp/miyagi/>

E-MAIL miyagicenter@seiei.or.jp

